

茨城県報 第6052号

昭和47年9月21日

木曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ペー ジ
●土地改良区の設立(農地管理課)	1
●換地処分があつた旨の届出(3件)(〃)	2
●換地処分が完了した旨の届出(〃)	2
●土地改良事業の縦覧(〃)	3
●道路の供用開始(道路維持課)	3
●道路区域の変更(〃)	3
●道路位置の指定(建築指導課)	4

公 告

●小売販売業者甲の臨時登録(流通対策室)	5
●米飯提供業者の登録(〃)	6
●昭和47年産大豆集荷業者の登録所の設置場所(〃)	6
●土地立ち入り測量(用地課)	6

正 誤

●昭和47年7月17日付茨城県報号外中	7
---------------------------	---

告 示

茨城県告示第927号

新治郡八郷町大字小倉497番地中島正美ほか14名から認可申請のあつた小倉土地改良区の設立については、適當と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

1. 縦覧に供する書類

小倉土地改良区定款の写し

小倉地区土地改良事業計画書の写し

2. 縦覧の期間

成功させよう 49年茨城国体

昭和47年9月28日から昭和47年10月18日まで

3 縦 覧 の 場 所

八郷町役場

茨城県告示第928号

昭和47年7月8日付農管指令第170号をもつて認可した美浦村蔵後土地改良区・大輪地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第929号

昭和47年6月23日付農管指令第151号をもつて認可した関城東部土地改良区・黒子地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第930号

昭和47年7月8日付農管指令第168号をもつて認可した共同施行・荒波地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第931号

昭和47年6月14日付農管指令第143号をもつて認可した千代川村営田下中浜地区の換地計画については、昭和47年6月15日換地処分が完了した旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第932号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第6項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適當と決定したので、同条第5項の規定により公告し、当該事業を行なう土地改良区定款(写し)および事業計画書(写し)を縦覧に供する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	縦覧期間	縦覧の場所
豊田新利根土地改良区	塗戸地区	昭和47年9月28日から 昭和47年10月18日まで	竜ヶ崎市役所
江戸崎入土地改良区	稻波地区	同 上	江戸崎町役場

茨城県告示第933号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和47年9月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 那珂湊大洗線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡大洗町大字磯浜町字石荒1701番の2から
東茨城郡大洗町大字磯浜町字見付久保7013番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和47年9月21日

茨城県告示第934号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和47年9月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那珂湊大洗線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡大洗町大字磯浜町 字寿町1072番の2から 東茨城郡大洗町大字磯浜町 字白根尻7010番の5まで	旧	メートル 最大 9.0	メートル 1,320	
		最小 5.0		
東茨城郡大洗町大字磯浜町 字石荒1701番の3から 東茨城郡大洗町大字磯浜町 字見付久保7013番の1まで	新	最大 25.0		
		最小 16.0	1,432.0	

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 大洗公園線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡大洗町大字磯浜町 字桂町668番から 東茨城郡大洗町大字磯浜町 字祝町8121番まで	旧	メートル 最大 42.0	メートル 3,620.0	
		最小 5.2		
東茨城郡大洗町大字磯浜町 字寿町1072番の2から 東茨城郡大洗町大字磯浜町 字祝町8121番まで	新	最大 42.0		
		最小 4.3	4,120.0	

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 土浦境線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
土浦市字千束町1240番の13から 新治郡桜村大字妻木字天神向 643番の2まで	旧	メートル 最大 15.0	メートル 8,676.50	
		最小 3.20		
	新	最大 15.0		
		最小 3.20 最大 50.0 最小 20.0	8,676.50 8,587.06	

茨城県告示第935号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公告する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	47. 9. 21	水戸市見川町字清水276—3	4.0	25.00
2	"	" 大塚町字糀内1854—7, —9	6.0	43.25
3	"	" 千波町字北葉山1744—9, —10, —11 のそれ一部	4.0	35.00

B

1	47. 9. 21	古河市大字古河字大堤道北166—2	4.0	23.50
2	"	" " " 259—1	4.0	18.00
3	"	結城市結城字公達9762—23	4.0	136.00

C

1	47. 9. 21	那珂郡東海村村松字下の内 1220—96の1部 1220—300 1220—301の1部	4.00	35.00
---	-----------	--	------	-------

D

1	47. 9. 21	土浦市中神立町27—4, —5	4.5	30.0
2	"	石岡市大字石岡字西羽黒8880—6	4.0	27.2
3	"	土浦市大字木田余字八坂前2743—4	4.0	34.8
4	"	" 大字中字谷原門745—2	4.0	35.0

公 告

●小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の2の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策室及び県南農林事務所において縦覧に供する。

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策室及び鹿行、県南、県西農林事務所において縦覧に供する。

●昭和47年産大豆集荷業者の登録所の設置場所

茨城県大豆なたね交付金暫定措置法施行細則(昭和37年茨城県規則第11号)第3条第2項の規定に基づき、昭和47年産大豆集荷業者の登録所を下記のとおり設置した。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県大豆集荷業者の登録所

茨城県農林水産部流通対策室

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年9月21日

茨城県知事 岩上二郎

1 起業者の名称 茨城県

2 事業の種類 県道鹿田玉造線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

東茨城郡小川町大字下吉影字南原地内

〃 〃 大字与沢字東四沼、字猫内、字天境及び字浜海道地内

〃 〃 大字倉数字東山地内

鹿島郡鉾田町大字青柳字郡界及び字後峯地内

行方郡玉造町大字芹沢字六須及び字ワカサ地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年9月25日から昭和48年3月25日まで

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一級河川利根川水系稻荷川河川改修工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

稻敷郡茎崎村大字若栗弁天、字細田及び字細谷原地内

稲敷郡茎崎村大字菅間字上房入谷津, 字向田, 字稻荷, 字稻荷下, 字稻荷原, 字菅間下, 字稻荷下永町及び字地蔵免地内

〃 〃 大字高崎字白薬, 字白薬喜久, 字白薬入, 字入宇田, 字根田向, 字谷中塚田, 字谷中, 字塚田, 字下夕田, 字古橋, 字弁天下, 字弁天, 字結ノ内, 字要害, 字天王免, 字歩免, 字上房, 字若栗界, 字木崎, 字配松, 字中根田及び字下根田地内

〃 〃 大字小茎字榎下, 字薬師下, 字割田, 字薬師下沖, 字榎下川向, 字榎下道, 字堂免沖, 字根田向, 字宮下沖, 字大橋本, 字橋本, 字入ウタ, 字羽中, 字松並, 字下田, 字下田川向, 字松山尻, 字天宝森下, 字イリ, 字鐘撞, 字井戸尻, 字陳猫田及び字堂免沖地内

〃 〃 大字天宝森字大橋道地内

〃 〃 大字牛久字刈谷及び字龜井地内

〃 〃 大字城中字刈谷, 字来海及び字弥平田地内

〃 牛久町大字庄兵衛新田字新地下, 字城中下, 字築出, 字築出沖, 字橋本及び字猪穴地内

〃 〃 大字新地字堀東, 字米丸, 字山下, 字堀西, 字居下, 字向谷原, 字作落, 字新田屋敷, 字東林寺下, 字二番堤上, 字月出沖, 字中谷原, 字吉兵衛新田及び字二番堤下地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年9月21日から昭和48年3月31日まで

正 誤

昭和47年7月17日付茨城県報号外中、下記のとおり誤りがあつたので訂正する。

記

ページ	行	正	誤
5	9	大字南栗崎681	大字南栗681

県政の総覧 …… 県民の六法

茨城県報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課でお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1カ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨城県印刷所